

Lアラート システムの機能追加及び改廃に関する細則

(システムの機能追加及び改廃の実施)

第1条 総務省は、必要に応じて同省が提供し、管理するLアラートシステム及び関連ソフトウェアの機能の追加及び改廃を行うことができる。

2 Lアラートシステム及び関連ソフトウェアとは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) システムソフトウェア
- (2) コモンズツール (コモンズエディタ2)
- (3) Lアラートツール (Lアラートビューワ)

3 全てのサービス利用者等は、機能の追加及び改廃を提案することができる。ただし、公共利用者、協力事業者及び情報活用者による提案は認めない。

(サービス利用者等による提案)

第2条 サービス利用者等は総務省の定める提案書類を同省に提出することにより機能の追加及び改廃を提案することができる。

2 提案者は、総務省から提案内容に関する説明の要請があれば、これに応じ、必要であれば資料等を提示しなければならない。

3 提案者は、提案するに当たってその妥当性を十分に調査し、検討する義務を負う。

(機能の追加及び改修の提案に関わる条件)

第3条 機能の追加及び改修の提案は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 機能を追加又は改修する十分に合理的な理由と必要性を有すること。
- (2) 機能の追加又は改修が一部のサービス利用者等のみに益するものではなく多くのサービス利用者等の益となること、また、いずれのサービス利用者等の不利益にもならないこと。
- (3) 追加する機能の有用性に期間的限定性がなく、将来にわたっても当該機能の有用性が認められること。

(機能の廃止の提案に関わる条件)

第4条 情報種別の改訂提案は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 機能を廃止する十分に合理的な理由及び必要性を有すること。
- (2) 機能の廃止がいずれのサービス利用者等の不利益にもならないこと。

(有識者への意見照会)

第5条 総務省は、サービス利用者からの提案を受けた場合、書類に不備のないことを確認の上、これを受理する。

- 2 総務省は受理した提案を取りまとめ、類似する提案が複数件ある等の場合は、関連する提案者に確認の上、一件に集約するなどの調整を行う。
- 3 総務省は、サービス利用者等のほか防災又は減災に関する有識者（以下「有識者」という。）に対し、取りまとめた提案の妥当性について必要に応じ意見を求めることができる。
- 4 総務省が自らの発意により機能の追加又は改廃を行おうとする場合も、必要に応じ有識者に意見を求めることができる。

（機能の追加及び改廃の実施決定）

第6条 総務省は、運用方法等Lアラートの運営に関わる諸条件に加え、有識者に意見を求めた場合は当該意見の内容を総合的に判断し、機能の追加及び改廃の実施を決定する。

- 2 総務省は前項で決定した内容を有識者の意見の内容（同省がサービス利用者等に周知すべきと判断したものに限る。）と合わせて、速やかにサービス利用者等に周知するものとする。

（機能の追加及び改修の実施要領）

第7条 実施が決定された機能の追加及び改修に伴う実装作業は、総務省が行う。

- 2 総務省は実装作業を行うに当たってサービス利用者等に協力を要請することができ、要請を受けたサービス利用者等は可能な限りその要請に応じるものとする。

（追加機能又は改修機能の試行運用）

第8条 追加又は改修された機能は実運用の前に一定の試行運用期間を設け、実用可否を最終的に判断する。

- 2 試行運用は主に総務省（提案者がある場合は、当該提案者）により実施するものとし、その他希望するサービス利用者等の参加も認める。
- 3 試行は試験環境での実施とする。
- 4 試行運用を経て実用可能と判断された場合、総務省の決定により当該機能を正式リリースする。この場合において、正式リリースの時期は同省が決定し、サービス利用者等に周知する。

（機能の廃止の廃止要領）

第9条 廃止が決定された機能は、一定の猶予期間の後に使用停止とする。この場合において、猶予期間及び使用停止日は総務省が決定する。

- 2 総務省は猶予期間及び使用停止日が決定次第、サービス利用者等に速やかに周知するものとする。

3 機能の廃止に伴い実装を要する場合、その実施要領は前2条に準ずるものとする。

附 則

この細則は、令和8年12月1日から施行する。